

豊島区立目白小学校
改築基本構想・基本計画

平成 22 年 6 月

豊島区教育委員会

目 次

第1章	学校改築に関する動向・状況.....	1
第2章	目白小学校の概要.....	2
	1 目白小学校の沿革.....	2
	2 目白小学校の現状.....	3
第3章	改築の条件.....	7
	1 用途地域等の条件.....	7
	2 仮校舎.....	7
	3 学校規模.....	7
第4章	基本構想.....	8
	1 コンセプト.....	8
	2 基本方針.....	8
第5章	基本計画.....	10
	1 施設の構成.....	10
	2 施設整備計画.....	12
	3 施設の配置.....	19
	4 目白小学校改築スケジュール(案).....	22

第1章 学校改築に関する動向・状況

豊島区の区立小・中学校は、施設の老朽化が著しく、また、教育内容や方法の多様化、情報化や環境対策等の社会情勢の変化に対応するためにも、計画的かつ効率的な学校改築が不可欠の状況となっています。

豊島区では、「豊島区立小・中学校改築計画」を平成20年7月に策定し、30年間の計画期間を前期・中期・後期の3期に分け、前期10年間（平成20年度～29年度）では具体的な改築校6校を決定し、順次、学校改築に着手しています。（下表【豊島区立小・中学校改築計画の前期計画】参照）

目白小学校は西池袋中学校に続く、2番目の改築校として位置づけられ、平成22年度に基本設計、平成23年度に実施設計、平成24年度から建設開始、平成26年度に新校舎開校というスケジュールで改築を進めています。また、地域住民や目白小PTA等で構成する「目白小の建替え等を考える会」が平成20年12月に設立し、地域や保護者の方等の協働による学校づくりを実現させるため、協議・検討が行われてきました。そして、平成22年3月には、「豊島区立目白小学校建替え基本構想に関する提言書」が豊島区に提出されました。

この「豊島区立目白小学校改築基本構想・基本計画」は、豊島区が目白小の建替え等を考える会の提言を受け、目白小学校の改築に関わる基本的な方針を示すものです。

【豊島区立小・中学校改築計画の前期計画】

No.	学校名	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	
1	西池袋中	基本設計	実施設計	工 事 (仮校舎：旧真和中)								
2	目白小			基本設計	実施設計		工 事 (仮校舎：旧真和中)					
3	池袋第三小					基本設計	実施設計		工 事 (仮校舎：旧真和中)			
4	池袋中					基本設計	実施設計			工事 校庭		
	池袋第二小							一体型小中連携校工事				
	文成小							池袋第二・文成統合小学校 (仮校舎：文成小)				
5	巣鴨北中							基本設計	実施設計	工 事 (仮校舎：現校舎内)		
仮校舎[旧真和中]		設 計	工 事	西池袋中仮校舎		改修	目白小仮校舎		池袋第三小仮校舎		—	

第2章 目白小学校の概要

1 目白小学校の沿革

昭和 4年 9月	北豊島郡高田町高田第五尋常小学校創立
昭和16年 4月	東京市高田第五国民学校と校名変更
昭和22年 1月	学校給食開始（給食調理室・図書室完成）
昭和22年 4月	東京都豊島区立目白小学校と校名変更
昭和35年 6月	鉄筋校舎に改築
昭和39年 3月	新体育館完成
昭和51年 3月	新校舎に一部改築（全教室防音冷房）
昭和52年 3月	プール完成
昭和55年 2月	創立50周年記念式典
平成 9年12月	コンピュータ教室新設
平成15年 3月	第二音楽室・第二図工室を普通教室へ改修
平成17年10月	耐震補強工事完了
平成21年11月	創立80周年記念式典

2 目白小学校の現状

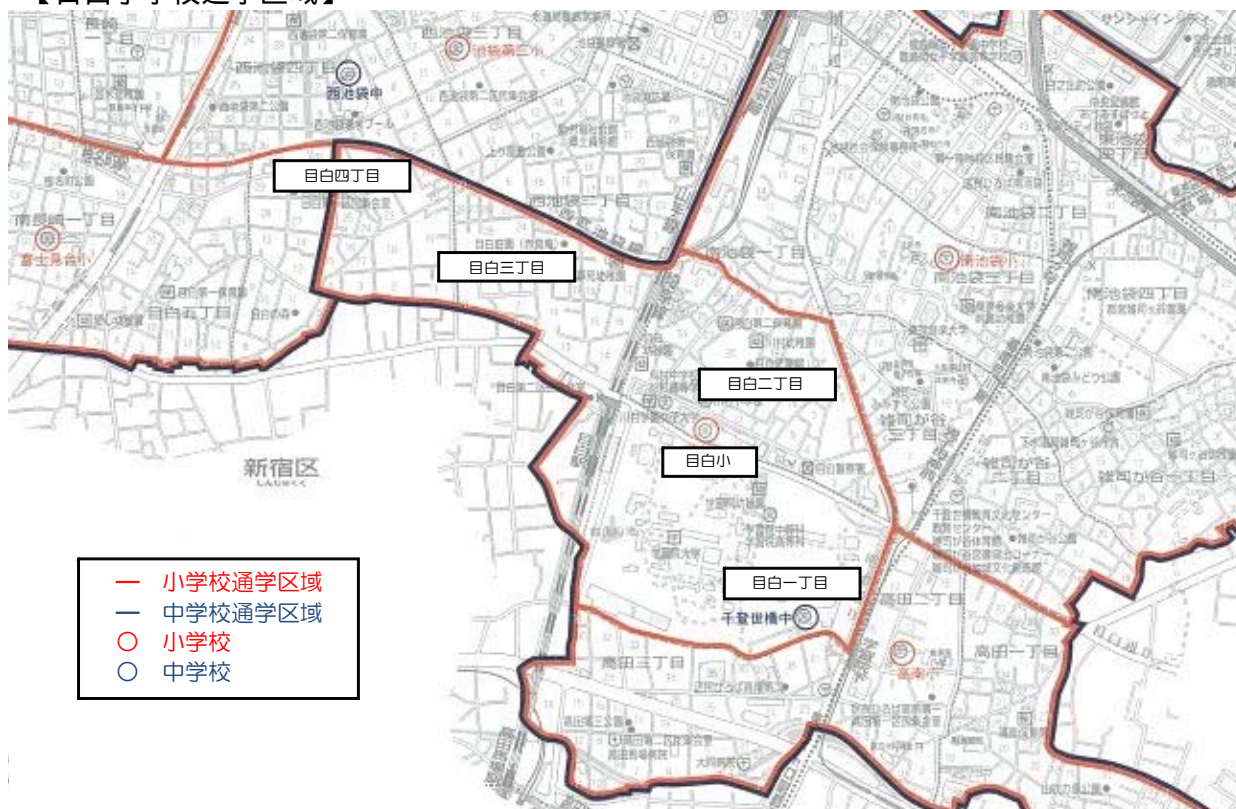
(1) 所在

所在地：豊島区目白二丁目 11 番 6 号

(2) 通学区域

目白小学校の通学区域は、目白一丁目、目白二丁目、目白三丁目と目白四丁目の一部（目白四丁目 1～4 番、15～25 番、32～36 番）の区域です。また、目白小学校は隣接校選択制等の制度を利用し、通学区域外からの通学児童が多い学校です。

【目白小学校通学区域】



(3) 児童数の推移等

目白小学校の児童数は 544 名（平成 22 年 5 月 1 日現在）、学級数は 18 学級です。東京都の推計によると、今後は減少傾向にあり、平成 26 年度には、422 名と推測されています。

児童数・学級数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
児童数	97	83	84	91	97	92	544
学級数	3	3	3	3	3	3	18

児童数及び学級数の推計

年度	21年度 (実数)	22年度 (実数)	23年度	24年度	25年度	26年度
児童数	531	544	498	477	439	422
学級数	18	18	15	14	13	13

平成 22 年度は 5 月 1 日現在の実数、平成 23 年度以降は「平成 21 年度教育人口推計表
(東京都作成)」による推計値

推計値は隣接校選択制等の要素を加味していない

(4) 施設の概要

目白小学校の敷地内には、校舎、体育館、プールが建設されています。(【目白小学校現況図】参照)

敷地

面積	8,420 m ² (庭園等を含めた運動場面積：5,046 m ² 、 運動場として使用できる有効面積：約 2,500 m ²)
形状	東西に細長い
接道状況	東：7.4m 区道 南：18m 都道 北：7.3m 区道

建物

	校舎	体育館
構造	R C (鉄筋コンクリート) 造 3 階建て	S (鉄骨) 造
延床面積	4,954 m ²	620 m ²
築年度	昭和 35(1960)年度、昭和 37(1962)年度 昭和 38(1963)年度、昭和 50(1975)年度	昭和 38(1963)年度

教室数等

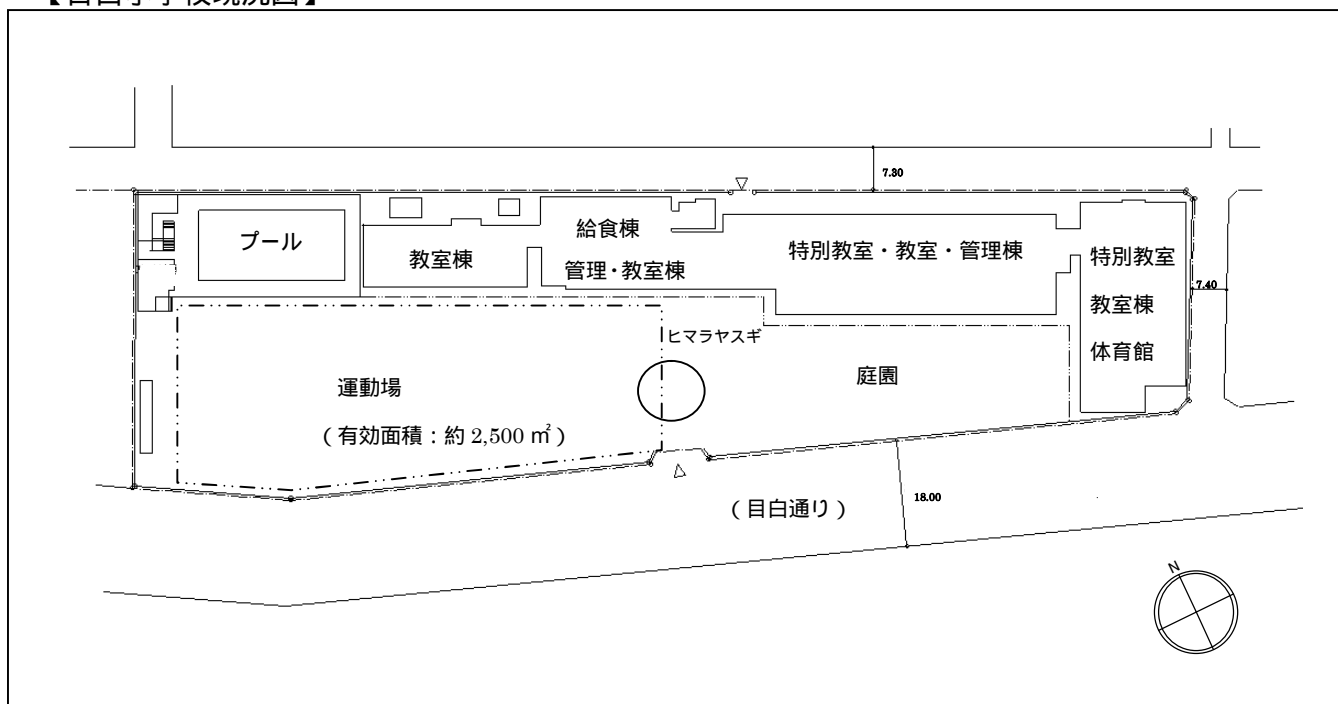
管理諸室等	校長室 1	職員室 1	事務室 1
	主事室 1	保健室 1	会議室 1
	放送室 1	印刷室 1	給食調理室 1
	資料室 1	更衣室 2	倉庫等 4
	その他 3		
普通教室等	普通教室 18	特別支援教室 1	
特別教室等	理科室 1	音楽室 1	図工室 1
	家庭科室 1	コンピュータ室 1	図書室 1
	ランチルーム 1	多目的室 1	

計 46 室 床面積 約 2,923 m² (共用部分を除く)

プール

構造	R C (鉄筋コンクリート) 造
面積	300 m ² (25m × 12m)
築年度	昭和 51(1976)年度

【目白小学校現況図】



(5) 周辺地域の状況

目白小学校は、JR山手線目白駅から目白通り沿いに東方向へ約200m、周囲に学習院大学や川村学園が立地する文教地区で、南側の目白通り、東側の明治通り、西側のJR線に囲まれた街区に位置しています。JR山手線目白駅や東京メトロ副都心線雑司が谷駅が徒歩圏内で交通の便がよく、治安・防犯面では東側に目白警察署が立地しています。また、校内の樹木、目白通りの並木や学習院大学の大学林等、緑豊かな環境にあります。

【目白小学校航空写真】



第3章 改築の条件

1 用途地域等の条件

用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%
容積率	300%
防火・準防火	防火地域
高度地区	第3種高度地区
日影規制	4時間 - 2.5時間
その他の指定	第一種文教地区

2 仮校舎

真和中学校跡地（目白五丁目 24 番 12 号）に仮校舎が建設され、目白小学校建替え時の仮校舎として使用します。仮校舎は西池袋中学校（平成 22～24 年度）、目白小学校（平成 24～26 年度）、池袋第三小学校（平成 26～28 年度）の3校の建替えで使用する予定です。

仮校舎の位置は現在の目白小学校から、直線距離で約 1.2 km 北西に位置します。

【改築予定校と仮校舎の位置関係】



3 学校規模

児童数の推移、隣接校選択制等を考慮して、最大見込み児童数 720 人（40 人×3 学級×6 学年）、普通学級 18 学級とします。さらに、少人数学級制採用等の将来的な学級数の増加の可能性を考慮し、普通教室へ転用できる学習関係室を確保します。

また、建物延床面積は校舎、体育館等を含め、8,000 m²未満とします。

第4章 基本構想

目白小学校改築基本構想は、「目白小の建替え等を考える会」の提言のとおり、コンセプトと4つの基本方針から構成されています。

1 コンセプト

「智が遊ぶ杜 光あふれる健やかな目白小」

自然豊かな文教地区である目白の小学校として、緑豊かで、光があふれ、風がそよぐ健やかな環境の中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むにふさわしい、まるで森の中を子ども達の知性が遊んでいるような楽しく美しい空間をつくる。また、目白地区において、地域の核となるような、地域に開かれた学校づくりを目指す。

2 基本方針

(1) 豊かな学びの環境づくり

多様な学習内容や少人数学習、学年全体や学年の枠を超えての活動、特別な支援を必要とする児童の学習・活動等の様々な学習形態に対応するとともに、豊かな情操や道徳心の育成に配慮した学習環境を整備する。

情報機器・図書室や自然環境等の校舎内外の様々なものや場所を活用し、学びに対しての関心・意欲や探究心を育むことができる学習環境を整備する。

身体能力の育成や健康・安全に関する学習および保健・教育相談等の児童の心と体の調和的な発達に配慮した学習環境を整備する。

(2) 楽しさあふれる空間づくり

日常の生活の場という観点から、快適性・安全性を確保する。

児童の好奇心を育み、児童や教職員のリフレッシュやコミュニケーションの場としての、楽しい「居場所」をつくる。

(3) 地域とのつながりを育み、いつまでも心に残る学校づくり

地域の交流や学校開放としての場であるとともに、地域と児童の交流を育み、地域から児童の活動をあたたかく見守ってもらえるような学校をつくる。

目白小学校の80年の歴史の面影を感じることでできる空間をつくる。また、児童が豊かな思い出を築いていくことでできる空間をつくる。

目白の街並みと調和し、地域の景観の先導役となるような学校をつくる。

地域住民が安全に安心して生活できるよう、地域の防災拠点となる施設を整備する。

(4) 木洩れ日と風を感じるエコスクールづくり

自然豊かで採光・通風に優れた、照明機器や冷暖房機器等に頼らない、地球環境にやさしい学校をつくる。

環境に配慮するとともに、環境教育への活用を考慮した施設・設備等を整備する。

第5章 基本計画

基本構想に基づき、目白小学校改築の基本計画を次の通りとします。

1 施設の構成

学校教育上、学校運営上必要な施設、また、防災施設、地域開放施設等を整備します。

【施設の構成】

床面積は普通教室の規模を 64 m^2 ($8\text{m} \times 8\text{m}$) とした場合の数値

区分	室名	室数	1室規模	床面積	備考
普通教室等	普通教室	18室	1教室	$1,152 \text{ m}^2$	
	少人数学習室	3室	1教室	192 m^2	
特別支援諸室	通級指導学級教室	1室	1教室	64 m^2	
	個別学習室	2室	0.5教室	64 m^2	
		2室	0.25教室	32 m^2	
	職員室	1室	0.5教室	32 m^2	
	保護者控室	1室	0.25教室	16 m^2	
	特別支援教室	1室	0.5教室	32 m^2	
特別教室等	理科室	1室	1.5教室	96 m^2	
	理科準備室	1室	0.5教室	32 m^2	
	音楽室	1室	1.5教室	96 m^2	
	音楽準備室	1室	0.5教室	32 m^2	
	図工室	1室	1.5教室	96 m^2	
	図工準備室	1室	0.5教室	32 m^2	
	家庭科室	1室	1.5教室	96 m^2	
	家庭科準備室	1室	0.5教室	32 m^2	
	コンピュータ教室	1室	1.5教室	96 m^2	
	コンピュータ準備室	1室	0.5教室	32 m^2	
	図書室(司書室含む)	1室	2.5教室	160 m^2	
	ランチルーム(多目的室)	1室	2教室	128 m^2	地域開放
	多目的スペース	3室	1教室	192 m^2	
	和室	1室	1教室	64 m^2	地域開放
	児童会室	1室	1教室	64 m^2	
教育相談室	1室	0.5教室	32 m^2		
児童更衣室	2室	0.5教室	64 m^2		

区分	室名	室数	1室規模	床面積	備考
管理諸室等	校長室	1室	0.5教室	32 m ²	
	職員室	1室	2.2教室	141 m ²	
	事務室（事務倉庫含む）	1室	1教室	64 m ²	
	主事室	1室	0.5教室	32 m ²	
	会議室	2室	0.5教室	64 m ²	地域開放
	放送室	1室	0.3教室	19 m ²	
	印刷室	1室	0.5教室	32 m ²	
	保健室	1室	1教室	64 m ²	
	P T A室	1室	0.5教室	32 m ²	
	職員更衣室	2室	0.25教室	32 m ²	
	倉庫・教材室等	4室	0.5教室	128 m ²	
	廃棄物置き場	1室	0.25教室	16 m ²	
	給食関係室	給食調理室	1室	5教室	320 m ²
調理員休憩室		1室	0.5教室	32 m ²	
地域開放関係	更衣・シャワー室	2室	0.5教室	64 m ²	
	地域開放用器具庫	2室	0.5教室	64 m ²	
防災施設	防災備蓄倉庫	1室	1教室	64 m ²	
	防災資器材格納庫	1室	0.5教室	32 m ²	
	地域防災組織倉庫	1室	0.5教室	32 m ²	
子どもスキップ	コアスペース	1室	1教室	64 m ²	
	セカンドスペース	1室	1教室	64 m ²	
	多目的スペース	1室	0.5教室	32 m ²	
共用部	昇降口				
	トイレ				
	手洗い場				
	廊下				
	昇降機	1基			
	共用部計			2,000 m ²	概算値
体育施設	体育館			900 m ²	地域開放
	プール				6コース
	運動場				地域開放
	屋外倉庫	1室	0.5教室	32 m ²	

施設延床面積：7,284 m²

2 施設整備計画

(1) 学校全体

雰囲気・景観

- ・校舎内は落ち着きがあり、快適な空間となるよう色彩計画に配慮する。
- ・校舎内は木材を用い、温かみのある雰囲気とする。
- ・周辺環境に配慮・調和した形態とする。

施設・設備等

- ・将来の学習環境の変化や教室の使用状況の変化に対応できるよう配慮する。
- ・居心地がよく、児童・教職員がほっとできる交流・休憩スペースを整備する。
- ・同学年や異なる学年間、児童と教職員の交流・活動スペースを整備する。
- ・十分な収納・掲示・展示スペースを整備する。
- ・校舎の一部に曲線を用いる等、視覚的・体感的に楽しめる空間ができるよう配慮する。
- ・児童の心に残る場所、お気に入りとなる場所ができるよう配慮する。
- ・耐久性のある施設・設備とする。
- ・地下を有効活用できるよう配慮する。
- ・日照、建物の圧迫感、音、視線、臭気等について、近隣に配慮した施設とする。

施設配置

- ・児童、教職員、地域開放の利用者、訪問者等が、それぞれの必要に応じて、円滑に移動することができるよう配慮する。
- ・校舎等の建物は、運動場への日照に支障を生じることのないよう配慮する。
- ・周辺環境に配慮・調和した施設配置とする。

(2) 普通教室等

普通教室

- ・明るく開放的な空間とする。
- ・木材の活用等、温かみのある雰囲気とする。
- ・適切な容量の収納・掲示スペースを確保する。
- ・同一学年の教室配置が同一階となるよう配慮する。
- ・日照、採光、通風等の良好な環境を確保できる位置に配置する。
- ・電子黒板やパソコン等、情報機器の使用に配慮する。
- ・電子黒板の設置場所に配慮する。
- ・無線LANの活用に配慮する。
- ・廊下との間に間仕切りを設置する。

少人数学習室

- ・学習活動に柔軟に対応できるような仕様とする。
- ・学級数の増加に対応できるよう、普通教室への転用に配慮する。

(3) 特別支援諸室

通級指導学級教室

- ・対象児童の特性に配慮した施設・設備等とする。
- ・専用のだれでもトイレを設置する。
- ・教室から、職員室、各個別学習室に行くことのできる配置とする。
- ・専用の昇降口を設置する。

特別支援教室

- ・児童の個別指導やクールダウン等に使用するため、運用に配慮した、施設・設備等とする。

(4) 特別教室等

理科室

- ・火気、薬品、ガス等の使用に対して、特に安全に配慮する。
- ・適切な容量の実験器具等の収納スペースを確保する。
- ・準備室は危険性のある薬品の保管に配慮する。

音楽室

- ・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
- ・室の形状・内装材等については、音響を考慮した計画とする。
- ・適切な容量の楽器収納スペースを確保する。
- ・楽器の移動に配慮した床・出入口の形状や配置とする。

図工室

- ・適切な容量の作品の保存、鑑賞スペースを確保する。
- ・適切な容量の材料・工具の保管スペースを確保する。
- ・塗料・接着剤等の使用を考慮し、換気量を十分に確保する。
- ・危険性のある、材料・工具・薬品等については、特に安全に配慮する。

家庭科室

- ・衛生に配慮した施設・設備等とする。
- ・適切な容量の調理器具等の収納スペースを確保する。

コンピュータ教室

- ・調べ学習等の多様な学習形態に対応できるよう、図書室と連続して使用できるよう配置し、情報メディアスペースとしての充実を図る。
- ・将来の情報技術等の変化に対応できるよう、二重床、床ピット等により、配線のための空間を確保する。

図書室

- ・木材の活用等、温かみのある雰囲気とする。
- ・調べ学習等の多様な学習形態に対応できるよう、コンピュータ教室と連続して使用できるよう配置し、情報メディアスペースとしての充実を図る。
- ・児童が、読書に興味・関心が持てるよう、書架スペース、読書スペース等に配慮する。
- ・図書の貸し出し等、運営に配慮した施設・設備等とする。
- ・児童が行きやすく、放課後の居場所としても利用しやすい位置に配置する。

ランチルーム（多目的室）

- ・給食、会食等の食教育に対応できる施設・設備等とする。
- ・衛生に配慮した施設・設備等とする。
- ・給食室または給食リフトに近接した位置に配置する。
- ・様々な人との交流空間として、温かみのある雰囲気とする。
- ・集会、会議等に活用できるよう、照明・音響等に配慮する。
- ・地域開放施設として施設・設備等に配慮する。

多目的スペース

- ・学年ごとの活動等、多様な学習活動に対応できるスペースとなるよう配慮する。
- ・可動間仕切りを設ける等、様々な活用ができるよう配慮する。
- ・学級数の増加に対応できるよう、普通教室への転用に配慮する。

和室

- ・日本の伝統文化を学ぶことができるよう配慮する。
- ・地域開放施設として施設・設備等に配慮する。

教育相談室

- ・保健室に隣接した配置とし、保健室と室内から行き来できるようにする。
- ・相談者のプライバシーに配慮する。
- ・温かみのある雰囲気にする等、リラックスして相談できるよう配慮する。

児童更衣室

- ・同時利用する人数等を考慮し、ロッカーを設置する。
- ・廊下から中が見えないよう配慮する。

（５）管理諸室等

校長室

- ・校長の執務スペース、応接スペースで構成する。
- ・重要書類等の各種資料の保管に配慮する。
- ・職員室に隣接した配置とする。

職員室

- ・校内各所や運動場へのアクセスがよい配置とする。
- ・正門や運動場への見通しのよい配置とする。
- ・教職員の接客スペース、打ち合わせスペース、休憩スペースを整備する。
- ・二重床、床ピット等により、配線のための空間を確保する。
- ・適切な容量の収納・掲示スペースを確保する。
- ・スクールカウンセラーや教育実習生等、教職員以外の使用にも配慮する。

主事室

- ・事務スペース、作業スペース、更衣スペースで構成する。

会議室

- ・情報機器の使用を考慮する。
- ・地域開放施設として施設・設備等に配慮する。

放送室

- ・遮音対策を講じる。
- ・運動場が見渡せる位置に配置する。

印刷室

- ・教職員の事務作業に効率のよい配置とする。
- ・機械設置スペース、作業スペース、用紙保管スペース等に配慮する。

保健室

- ・児童の怪我、病気等の応急処置や休養に配慮した施設・設備等とする。
- ・静かで、日照、採光、通風等の良好な環境を確保できる位置に配置する。
- ・教育相談室に隣接し、運動場に直接アクセスできる配置とする。
- ・職員室に近接、また、児童の立ち寄りやすい位置に配置する。
- ・救急車等の緊急車両が横付けできる配置とする。
- ・トイレや流しを近くに配置し、室内にシャワー付きの足洗い等を設置する。
- ・健康記録等の書類の保管に配慮する。

P T A室

- ・P T A（外部関係者）の利用を考慮した配置とする。

倉庫・教材室等

- ・収納する資料・物品に応じた配置を考慮する。

（ 6 ）給食関係室

給食調理室

- ・特に衛生に配慮した施設・設備とする。
- ・ドライ方式の施設・設備とする。
- ・十分な量の換気・通風を確保する。
- ・作業区分や調理員の動線に配慮した、施設設備等の構成・配置とする。
- ・食材等の搬入に配慮した配置とする。
- ・文部科学省策定の「学校給食衛生管理の基準」を遵守する。

調理員休憩室

- ・調理作業に配慮した配置とする。
- ・トイレについては、特に衛生面を配慮する。

（ 7 ）地域交流施設

- ・防犯安全性を保った上で、地域に開かれた学校とする。
- ・地域開放施設をまとめて配置し、地域開放スペースと学校専用スペースを明確に区分する等、運用に配慮した施設とする。
- ・地域から児童の活動や作品等を見守ってもらえるような学校とする。
- ・ヒマラヤスギ、二宮金次郎像は学校内に残すよう配慮する。
- ・障害者も含め、幼児から高齢者までの多様な人々の利用を考慮し、安全かつ円滑に使用できるよう配慮する。

- ・開放専用の出入口を設置する。
- ・投票所としての活用に配慮する。

(8) 防災施設

- ・地域の防災拠点としての機能を十分に備えた施設を整備する。
- ・災害時の避難所として、安全かつ快適に生活できるよう配慮する。
- ・防災備蓄倉庫、防災資器材格納庫、非常用電源装置、防火水槽、マンホールトイレを設置する。
- ・地域用の防災倉庫を整備する。
- ・防火シャッターについては、児童等に対する安全対策を十分に講じる。
- ・可能であれば、屋上に災害時用ランドマーク表示（ヘリサイン）を施す。
- ・災害時に利用する可能性のある教室等を考慮して配置する。

(9) 子どもスキップ

- ・利用人数を想定した、十分なスペースのある子どもスキップを整備する。
- ・専用の出入口を設置する。

(10) 共用部・屋上

昇降口

- ・昇降口は明るく、開放的な空間とする。
- ・各教室からの動線を考慮する。
- ・特別支援学級、子どもスキップ、地域開放等、用途に応じた出入口を整備する。
- ・児童が日ごろから歴史と伝統に親しめるよう、記念写真等の設置スペースを確保する。

トイレ

- ・児童数に応じた十分な数を確保し、機能的で快適な場所とする。
- ・原則、ドライ方式とする。校庭に隣接しているトイレ等は、水洗いを考慮する。
- ・洋式、和式便器のバランスに配慮する。
- ・室内照明、手洗い水栓は、人感センサー方式とする。
- ・各階に1ヶ所以上、だれでもトイレを設置する。
- ・十分な換気量、通気性を確保し、覗き・いたずら・臭気に配慮する。
- ・保健室・特別支援学級教室の近くや、校庭からの使用、来客・職員用等、必要性に応じて、設置を計画する。

廊下

- ・児童の交流、活動、休憩の場所として活用する。

屋上

- ・児童の交流・活動・休憩等の場所として活用する。
- ・学校での運用に配慮しながら、校舎の内外の空間の融合を検討する。
- ・児童の安全、近隣とのプライバシー、景観に配慮する。

(1 1) 体育施設

体育館

- ・講堂や災害時の避難所としての機能に配慮する。
- ・災害時の避難所となることや地域開放を考慮し、トイレ、更衣室、シャワー室等を設置する。
- ・照明器具の落下、窓ガラスの破損等、運動時・避難時の安全性を確保する。
- ・ステージは常設とする。
- ・競技を考慮したスペース、天井高を確保する。
- ・適切な容量の収納スペースを確保する。
- ・近隣に配慮し、防音性を高める。
- ・900 m²以上を確保する。

プール

- ・25m × 12m (6 コース) を確保する。
- ・排水口の安全対策等、事故防止・安全性の確保を第一に考慮する。
- ・衛生面、維持管理面等に配慮する。
- ・騒音・視線等について、近隣に配慮した施設とする。
- ・災害時のプール水の活用を考慮する。

運動場

- ・児童が楽しく、安全に遊ぶことのできる運動場となるよう配慮する。
- ・運動や観覧に適した形状となるよう配慮する。
- ・可能な限り、広いスペースを確保する。
- ・100mトラック、直線50mを最低限確保する。
- ・近隣への砂埃や維持管理面に配慮し、全天候型舗装もしくは人工芝を検討する。

(1 2) 安全について

- ・学校内で怪我をしないように配慮する。
- ・屋上、階段、窓等からの落下事故が起こらないよう配慮する。
- ・転落防止のためのバルコニーを設置する。

(1 3) 防犯について

- ・防犯安全性が確保されるよう配慮する。
- ・防犯上、地域住民の目が期待できるよう配慮する。
- ・学校内の見通しを良くし、なるべく死角を作らないように配慮する。
- ・カメラ付きインターホン、オートロック、防犯カメラ、非常通報システムを整備する。
- ・受付をする管理諸室は、昇降口に隣接させ、外部からの来訪者を確認できる位置に配置する。

(1 4) 環境配慮について

- ・採光、通風、施設配置等に配慮し空調設備・照明設備等にできるだけ頼らない施設とする。

- ・直射日光を遮るための、庇およびバルコニーを設置する。
- ・窓については、二重サッシや断熱性のあるガラスの使用等、断熱化に配慮する。
- ・児童の安全に配慮しつつ、良好な通風・換気を確保するため、窓の上部だけ開けられるようにする等、開口部を工夫する。
- ・省エネルギー化を図り、自然エネルギーを活用する。
- ・太陽光発電設備、風力発電設備、雨水利用設備を導入する。
- ・既存の樹木は可能な限り残す。
- ・緑が豊かで、緑を感じることができる施設とする。
- ・日本庭園等の自然や生き物を育て、触れ合う環境を整備する。
- ・周辺地域との調和を考慮した緑化計画を重視する。
- ・緑化計画について、維持管理面も配慮する。
- ・環境学習を行うことができる施設・設備等を整備する。
- ・豊島区策定の「としまカーボンマイナス施設づくりガイドライン」を遵守する。

(1 5) バリアフリーについて

- ・学校内すべての場所において、バリアフリーに配慮する。
- ・「東京都福祉のまちづくり条例」、「東京都ハートビル条例」を遵守する。

(1 6) 冷暖房設備

- ・原則、居室には冷暖房設備を設置する。

(1 7) 給排水設備

- ・水飲栓は直結方式とする。

(1 8) 駐輪・駐車設備

- ・適切な広さの駐輪・駐車スペースを確保する。

(1 9) 施設整備にあたって考慮すべき事項

- ・汚れにくい、壊れにくい、掃除がしやすい等、維持管理の容易な施設とする。
- ・維持管理費を低減できる施設とする。
- ・整備コストの低減化を考慮した施設とする。

(2 0) 建替え期間中の留意事項

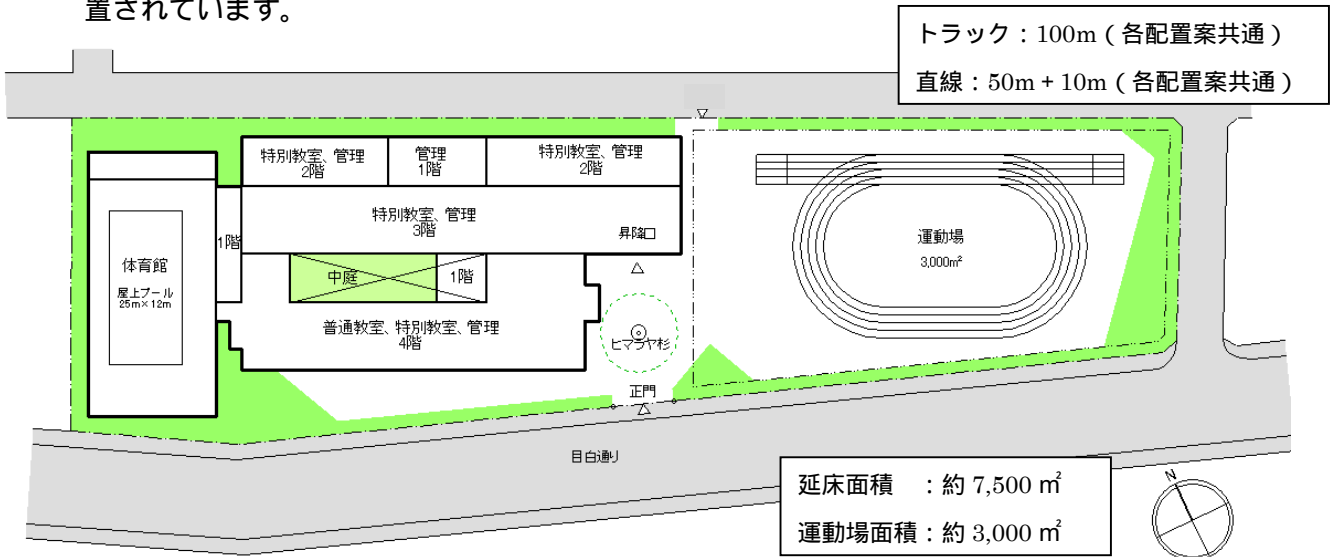
- ・仮校舎使用時の児童の登下校について、スクールバスの運行等で支援し、児童の安全性をできるだけ確保する。
- ・仮校舎使用時の目白児童館で実施する学童保育について、通う児童の安全等に配慮する。
- ・建替え工事中の騒音・振動等の軽減、工事車両の通行の安全に配慮する。

3 施設の配置

施設の配置については、次の5つの配置について、校舎の配置、運動場の面積・形状、ヒマラヤスギの保存等を考慮し、比較検討しました。最終的なレイアウトについては、全工事費用や概略設計等、基本設計を進めていく中で決定していきます。

(1) 西側配置案

校舎棟は北側から2階、3階、4階と階段状の構成となっており、中庭が配置されています。体育館は長手を南北方向に配置されています。プールは体育館の屋上（各配置案共通）に設置されています。



【メリット】

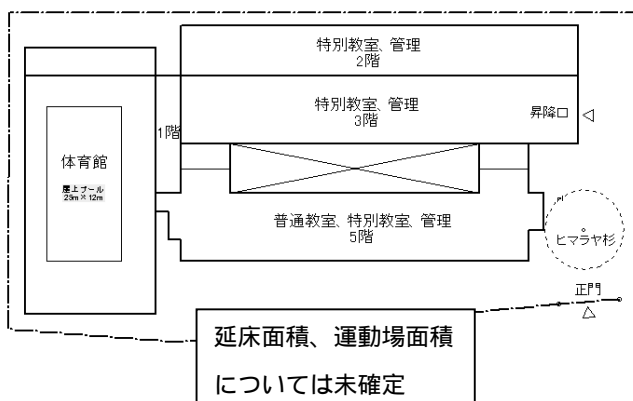
- ・ヒマラヤスギの存置が可能
- ・北側住宅地への圧迫感、日影の影響が減少
- ・中庭配置により、採光・通風が良好
- ・階段状の屋根をテラスや庭園に利用することで、各階の屋上につながるの構成が可能

【デメリット】

- ・東側配置案に比べ、運動場面積が小さい
- ・東側配置案に比べ、運動場の奥行きが小さい
- ・東側配置案に比べ、廊下延長が長い
- ・校舎と運動場の関係が希薄

(2) 西側配置案（5階建て）

上記の西側配置案の4階建ての部分をも5階建てにした配置案です。



【メリット】

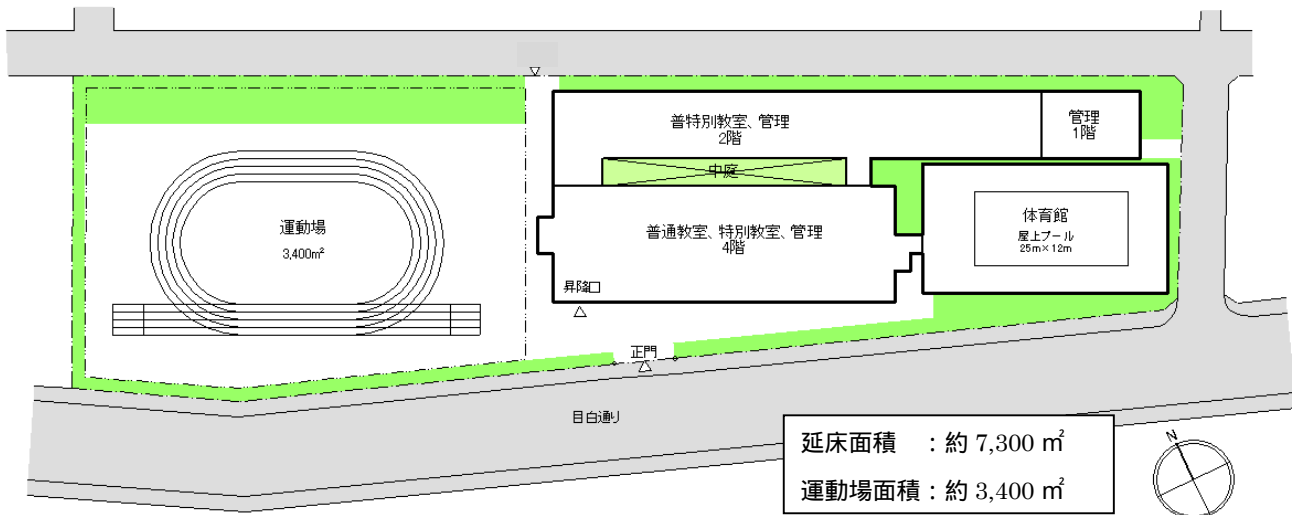
- ・5階建ての部分に新たな教室を設けることができる
- ・もしくは、校舎の長手方向を縮め、運動場を広くすることができる

【デメリット】

- ・5階への昇り降りが負担になる

(3) 東側配置案

校舎棟は北側が2階建て、南側が4階建ての構成となっています。体育館は長手を東西方向に配置されています。



【メリット】

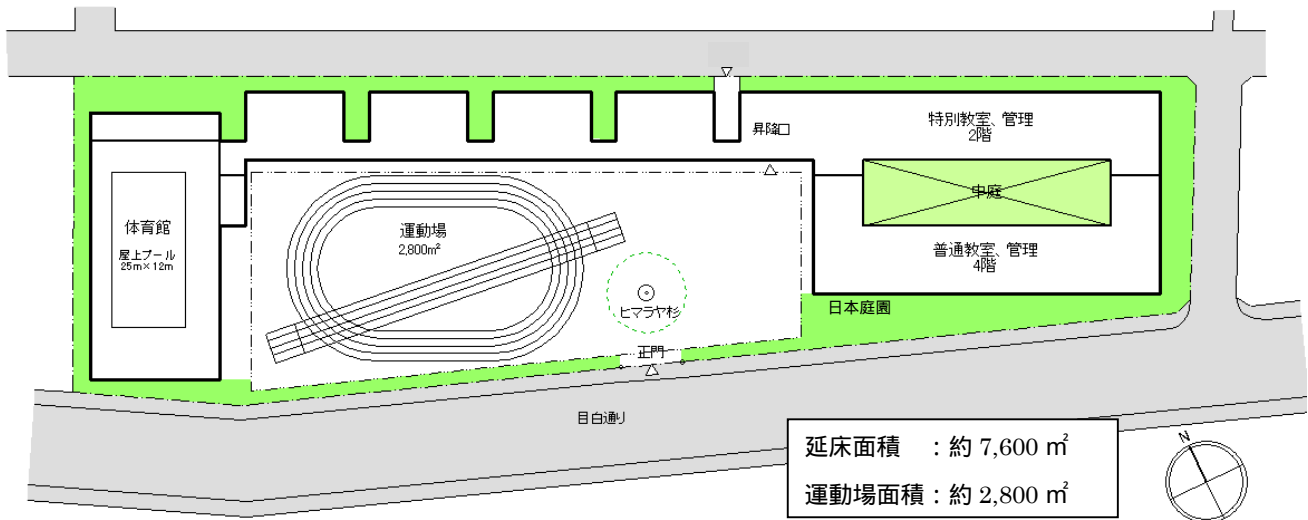
- ・西側配置案に比べ、運動場面積が大きい
- ・運動場の形状が良好
- ・北側住宅地への圧迫感、日影の影響が減少

【デメリット】

- ・ヒマラヤ杉の存置が困難
- ・西側配置案に比べ、十分な中庭が確保できない
- ・普通教室棟が中廊下であるため、西側配置案に比べ、採光・通風に、より工夫を要する
- ・校舎と運動場の関係が希薄

(4) 囲い型配置案

校舎棟は東側が4階建て、北側が2階建ての特別教室棟の構成となっています。体育館は長手を南北方向に西側配置されています。



【メリット】

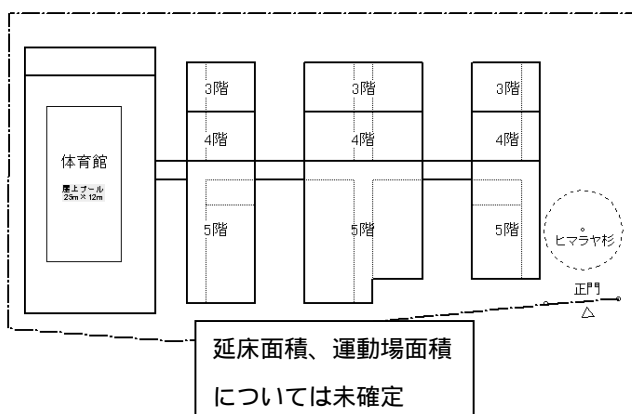
- ・ヒマラヤスギの存置が可能
- ・建物の採光・通風が良好
- ・普通教室棟と特別教室棟を入れ替えれば、普通教室の目白通りからの騒音等の影響が小さくなる

【デメリット】

- ・運動場面積が小さい
- ・運動場の奥行きが小さい
- ・廊下延長（動線）が長い
- ・体育館屋上のプール専用階段およびエレベータの設置が必要

(5) 南北スリット型配置案

風通しの良さを重視し、南北方向に校舎棟を3棟並べた配置案です。



【メリット】

- ・採光・通風を中庭からとることで、目白通りからの騒音等の影響が小さくなる
- ・独立性の高い空間づくりに適する

【デメリット】

- ・動線が長くなり、回遊性が弱くなる
- ・校舎内の交流が少なくなり、見通しが悪くなる
- ・教室への日照が限定される

4 目白小学校改築事業スケジュール(案)

年月	目白小の建替え等を考える会 等	目白小学校改築
平成22年5月		基本構想・基本計画策定
6月		
7月		
8月		
9月		
10月	・第12回考える会 (目白小改築基本構想・基本計画、 豊島緑の会・設計業者との懇談 等)	基本設計
11月		
12月		
平成23年1月		
2月		
3月		
4月	・第13回考える会(基本設計案) ・地域説明会(基本設計案)	実施設計
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
平成24年1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		仮校舎へ引っ越し
9月	・解体工事説明会	解体工事
10月		
11月		
12月		
平成25年1月		
2月		
3月	・建設工事説明会	建設工事
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
平成26年1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月	・新校舎竣工式	新校舎へ引っ越し
9月		○新校舎開校

豊島区立目白小学校
改築基本構想・基本計画

平成 22 年 6 月

豊島区教育委員会

〒170-8422 豊島区東池袋一丁目 19 番 1 号
豊島区教育委員会事務局教育総務部学校施設課
電話 03(3981)1143